

## 職場意識改善計画

平成22年5月13日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目)</p> <p>事業場内における話し合いの機会を整備するため、労働時間等設定改善委員会を設置し、委員の任期や委員会の運営等について、必要な事項を盛り込んだ運営規程を策定する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>設置した労働時間等設定改善委員会の定期的な開催を実施する。労働時間等設定改善委員会においては、所定外労働時間の削減、年休の取得しやすい環境整備、モラルサーベイなど様々な議題を扱うこととし、できるだけ定期的な委員会の開催を実施するとともに、労使間での意見交換を実施することにより、事業場内の労働時間等の設定の改善に努めたい。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>事業場内における職場意識を改善するため、労働者各人からの労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任し、職場内の労働時間等の設定の改善の取組を進めるための意見要望等の受付体制を整備する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>労働者からの苦情、意見、要望を受け付ける担当者の労働者への周知を図るとともに、受付窓口を設置するなど受け付けやすい体制の整備を図る。さらに、これら苦情等を踏まえ、設定改善を進めるための責任者を配置し、労働者へのアフターフォローと情報の周知を図る。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>職場内の労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、その旨メール等で知らせる。</p> <p>(2年度目)</p> <p>労働者への周知として、職場意識改善計画のポイントをまとめたリーフレットを作成により、一層の周知を図るとともに、自社のホームページに職場意識改善計画の概要を掲載し公表することにより、当該取組について内外へも広く周知を図る。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職や経営者に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修を実施し、意識啓発を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>前年度の研修結果を踏まえ、外部講師を招き研修を実施することにより、会社組織の体質改善とともに管理職等に対する意識改革を図る。</p>

## 職場意識改善計画

平成22年5月13日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置 <small>(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択して記載してください。</small>	
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目)</p> <p>労働者が年次有給休暇を確実に取得できるようにするために、個人別の年次有給休暇取得計画表（休暇管理簿）を作成し、取得予定や取得実績等の状況を把握するとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の構築を目指す。</p> <p>(2年度目)</p> <p>年次有給休暇の計画的付与制度を導入することにより、まとまった年次有給休暇の取得を可能とする体制を整備する。同時に取得が進んでいない労働者に対して注意喚起を行うなど、取得促進の徹底を図る。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目)</p> <p>所定外労働を削減する具体的な取組として事務所内への掲示、各労働者ごとの声かけなどにより周知・徹底することにより所定外労働の削減を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>所定外労働を前提とした業務処理体制からこれを前提としない業務体制へと改善する。安易に残業しない・させないという職場環境の意識改革に向けた取組を積極的に促進する。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目)</p> <p>1年単位の変形労働時間制など、労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。 導入に際しては、業務の実態を把握した上で、労使間での十分な協議のうえ決定する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年単位の変形労働時間制の制度導入後の運用実態等について把握し、同制度が適切に活用されているかの検証を行う。</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 <small>(注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと</small>	<p>(1年度目)</p> <p>労働時間等設定委員会における年次有給休暇取得状況の確認制度並びに、年間5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度の実施。</p>